三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	横島　国雄
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十二年八月二十三日

○国土交通省告示第千二百九十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　23

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人住宅金融普及協会

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	行方　輝夫

(2)　変更年月日

平成二十二年八月十八日

○国土交通省告示第千二百九十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　34

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

日本テスティング株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	柴田　明徳

(2)　変更年月日

平成二十二年八月十六日

○国土交通省告示第千二百九十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　38

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

日本建築検査協会株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	伊倉　清
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十二年八月十七日

○国土交通省告示第千二百九十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　40

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ＳＧＳジャパン株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	山内　雅人

(2)　変更年月日

平成二十二年八月五日

○国土交通省告示第千二百九十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う区域の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　19

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ハウスアンサー株式会社

三(1)　評価の業務を行う区域の変更

変更前	大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県、岡山県
変更後	大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県

(2)　変更年月日

平成二十二年九月一日

○国土交通省告示第千三百号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第四十四条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録住宅型式性能認定等機関の役員の氏名の変更の届出があったので、同法第四十四条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　1

二　登録住宅型式性能認定等機関の氏名又は名称

財団法人ベターリビング